

住民監査請求における証拠の提出および陳述に関する取扱基準

H13. 1.25 制定

R 2. 3.16 一部改正

(目的)

第1条 この基準は、監査委員が公正不偏な立場から監査を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項の規定に基づく住民監査請求の請求人（以下「請求人」という。）による証拠の提出および陳述の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(証拠の提出)

第2条 請求人による証拠の提出は、陳述の実施日を期限とする。ただし、監査委員が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(陳述の実施)

第3条 監査委員は、請求人の請求を受理したときは、速やかに陳述の実施日を決定するものとする。

2 監査委員は、陳述の実施日を決定したときは、速やかに請求人に書面により通知するものとする。

3 前項の通知は、請求人が複数であるときは、請求人全員に通知することに替えて、請求人により選出された代表者に対する通知によることができる。

(請求人の陳述)

第4条 陳述は、請求人が行うものとする。

2 監査委員は、請求人が複数であるときは、請求人の代表者に陳述を行わせることができる。

3 請求人は、代理人に陳述を行わせることができる。この場合、請求人は、監査委員に代理人の選任を証する書面を提出しなければならない。

4 請求人および代理人は、監査委員の指示に従い陳述を行わなければ

ならない。

(陳述の公開)

第5条 陳述は、公開とする。ただし、請求人が公開を求めない場合、その他監査委員が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

2 監査委員は、陳述会場の状況に応じて傍聴を認める者（以下「傍聴人」という。）の数を制限することができる。

3 監査委員は、陳述の実施日を決定したときは、請求人に通知するとともに、「附属機関等の会議の公開に関する取扱い」に準じ陳述実施の事前広報を行うものとする。

(傍聴の手続)

第6条 傍聴人は、陳述会場において、住所、氏名を監査委員に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定により監査委員が傍聴人の数を制限する場合には、届出順により傍聴を認めるものとする。

(傍聴の禁止)

第7条 監査委員は、次の各号の一に該当する者の傍聴を認めない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器、危険物および陳述会場に持ち込むことが不適當であると認められる物品を携帯している者

(3) はち巻き、たすき等を着用している者

(4) ポスター、ビラ、プラカード、旗、のぼり類を持っている者

(5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 静穏に傍聴しなければならない。

(2) みだりに傍聴席を離れてはならない。

(3) 陳述開始後における写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

(4) 前各号に定めることのほか、監査委員の指示に従わず、陳述の円

滑な運営を妨げる行為をしてはならない。

(傍聴人の退場)

第9条 監査委員は、傍聴人が第7条および第8条の一に該当すると認められるときは、その退場を命ずることができる。

第10条 この取扱基準に定めのない事項については、監査委員の合議により決定するものとする。

附 則

1 この取扱基準は、平成13年1月25日から施行する。

附 則

1 この取扱基準は、令和2年4月1日から施行する。

